ヘルパーステーション御所

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)(訪問緩和型サービス) 重要事項説明書

事業所は介護保険の指定を受けています。

【 事業所番号 3671500399 】

当事業所は利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスもしくは、訪問緩和型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定および基本チェックリスト該当者が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 白寿会
- (2) 法人所在地 徳島県徳島市住吉四丁目11番地10号
- (3) 電話番号 088-626-1080
- (4) 代表者氏名 理事長 庄 野 光 昭
- (5) 設立年月日 大正5年1月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防・日常生活支援総合事業所 第一号訪問事業所 (介護予防訪問介護相当サービス) (訪問緩和型サービス)
- (2)事業の目的 介護予防・日常生活支援総合事業所(第一号訪問事業所)は介護保険法令に 従い、利用者が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日 常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供 します。
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション御所
- (4) 事業所の所在地 阿波市土成町宮川内字神田133-1
- (5) 電話番号 088-695-5533
- (6) 事業所長(管理者)氏名 玉谷逸郎
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常 生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に わたる援助を行います。
- (8) 開設年月日 平成28年4月1日

介護予防・日常生活支援総合事業・第1号訪問介護事業 (介護予防訪問介護相当サービス)

平成29年4月1日

介護予防・日常生活支援総合事業・第1号訪問介護事業 (訪問緩和型サービス)

(9) 通常の事業の実施地域 阿波市

(10) 営業日および営業時間 営業日:月曜日から金曜日まで。

営業時間: 午前8時30分から午後5時30分まで。

サービス提供日:月曜日から日曜日。

サービス提供時間:6時00分から22時00分まで。 (電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。)

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

職種	常勤	非常勤	職務内容		
1. 事業所長(管理者)	1名		従事者の管理		
	(兼任)		業務管理		
2. サービス提供責任者	1 Ø PL L		利用申し込み等の調整・訪問介護員に		
(従事者兼務)	1名以上		対する指導・ サービス内容管理		
3. 訪問介護員等 常勤換算2. 5名以上 (介護福祉士30%以上配置)					

※サービス提供責任者および訪問介護員についは、訪問緩和型サービスの勤務時間は算定しない。

(2) 訪問緩和型サービス

職種	常勤	非常勤	職務内容
1. 事業所長(管理者)	1名		従業者の管理
	(兼任)		業務管理
2. 訪問事業責任者		必要数	利用申し込み等の調整・訪問介護員
			に対する指導・ サービス内容管理
3. 訪問介護員	必要数名	有資格者	の他、市の定める研修修了者

4. 提供するサービスの内容と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

〈サービスの内容〉

身体介護※訪問緩和型サービスは身体介護を行うことができません。

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助等の専門的な援助を行います。

○ 排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、 起床・就寝介助、服薬介助等

生 活 援 助

家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

○ 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り、衣類の整理等

〈生活援助行為の不適正事項〉 ※介護保険給付の生活援助には該当しない行為

- 1.「直接本人の援助」に該当しない行為
 - 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - 主として利用者が使用する居宅等以外の掃除
 - 来客の応接(お茶、食事の手配等)

など

- 2. 「日常生活の援助」に該当しない行為
 - 草むしり、水木の水やり
 - 犬の散歩等ペットの世話

など

- 3. 日常生活に行われる家事の範囲を超える行為
 - 家具・電化機器等の移動、修繕、模様替え
 - 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
 - 室内外家屋の修理、ペンキ塗り 植木の剪定等の園芸
 - 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - 預金・貯金の出し入れや預け入れ

など

- ※上記のサービスは介護保険給付の対象としての生活援助には該当しない行為ですので行う事ができません。
- ☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日および実施回数は介護予防訪問介護相当サービス計画もしくは訪問緩和型サービス計画(以下介護予防ケアプラン)の内容に沿って、介護予防訪問介護相当サービス計画もしくは、訪問緩和型サービス計画に定められます。

〈利用料金〉(契約書第5条・6条・7条参照)

- ① 介護予防訪問介護相当サービスもしくは、訪問緩和型サービス利用料 介護予防訪問介護相当サービスもしくは、訪問緩和型サービス利用料について、各市町村の定 める基準によるものとし、利用者にお支払いいただく基本利用料金は、原則として負担割合証 に記載のとおりの割合の額です。
- ② 介護予防訪問介護相当サービスおよび訪問緩和型サービスの加算については別紙のとおりです。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護予防訪問介護相当サービスもしくは訪問緩和型サービスで、介護保険給付の支給限度額を 超えてサービスを利用される場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

上記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月末日までに集金させていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。変更・追加の申し

出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。サービス提供に当たっては、複数の訪問 介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる 事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出るこ とが出来ます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4.提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

② 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭または物品等の授受
- ③利用者の家族等に対するサービスの提供
- ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑥利用者への虐待や身体的・精神的拘束行為

6. 苦情の受付について(契約書第15条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ご 苦情相談受付窓口 管理者 玉谷 逸郎相談担当 サービス提供責任者・訪問事業責任者

中川美由紀三河美香山口千恵

Tel 088-695-5533

○ 受付時間 毎週 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分

○ 第三者委員

田村二男 : 電話番号 088-695-4153 廣海美穂子:電話番号 088-696-2054 増田守 : 電話番号 088-695-2680 中江弘美 : 電話番号 088-602-8712

(呼) 勤務先:徳島文理大学

(2) 行政機関その他苦情受付機関(阿波市以外の市町村苦情受付は別紙①)

阿波市介護保険課	所在地 阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地1 電話番号 0 8 8 3 - 3 6 - 6 8 1 4
上板町健康福祉課	現在地 : 板野郡上板町七条字経塚42番地1 電話番号: 088-694-6810
吉野川市長寿いきがい課	現在地 : 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 電話番号: 0883-22-2264
徳島市高齢介護課 管理係	現在地 : 徳島市幸町2丁目5番地 電話番号: 088-621-5587
利用者保険者介護保険係	所在地 阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地1 電話番号 0 8 8 3 - 3 6 - 6 8 1 4
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松 7 8 - 1 電話番号 0 8 8 - 6 6 5 - 7 2 0 5
徳島県社会福祉協議会 徳島県運営適正化委員会	所在地徳島市中昭和町1-2県立総合福祉センター3階電話番号088-611-9988

7. 緊急時の対応(契約書第16条参照)

- (1)利用者に対するサービスの提供時に、利用者の病状に急変その他緊急時態が生じた場合は、事業者、主治医または医療機関、利用者の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります

8. 事故発生時の対応(契約書第17条参照)

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要に応じて市町村へ連絡します。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとします。

(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

9. 衛生管理

- (1)事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。
- (2) 訪問介護員は、感染症発生または蔓延防止に関する知識の習得に努めます。

10. 感染症および食中毒の発生・まん延防止のための対策

- (1) 事業所は、事業所内において感染症や食中毒が発生またはまん延しないよう、必要な施策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (2) 事業所内において、感染症およびまん延防止のための指針を整備し、感染症およびまん延防止のための必要な研修並びに訓練(シュミレーション)を定期的に開催します。

11. 業務継続計画の作成

- (1) 事業所は、感染症や非常災害において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 非常災害時対応

- (1) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時に備えます。
- (2)事業所は、非常災害時に際して必要な体勢を整えるとともに、常に非常災害時の対応について関係機関と連携を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

13. 虐待防止

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、対策を検討する委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、定期的な研修を実施します。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当事所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町 村に通報します。

14. 身体拘束適正化

- (1) 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体 拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないとするが、やむを得ず身体拘束を行う場合 には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 します。
- (2) 身体拘束適正化のため、対策を検討する委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、定期的な研修を実施します。

15. 反社会的勢力の排除(契約書 第16条 参照)

当事業所は反社会的勢力とは利用契約をいたしません。また、契約提携後に利用者等が反社会的勢と判明した場合には、当事業所は何らの催告もなく契約を解除しサービスの利用を中止させていただきます。

16. その他

事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

介護予防訪問介護相当サービスもしくは、訪問緩和型サービスの提供の開始に際し、本書面に 基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ヘルパーステーション御所

説明者職氏名 サービス提供責任者・訪問事業責任者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防訪問介護相当サービスもしくは、訪問緩和型サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住 所
	氏 名
代理人ま	たは立会人 (利用者の家族)
	住 所
	氏 名
	利用者との続柄

個人情報使用同意書

社会福祉法人 白寿会 ヘルパーステーション御所

私 (利用者およびその家族) の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限 の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1)利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される サービス担当者会議や事業者と介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。
- (2)利用者に医療等、緊急対応の必要性が生じた際、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供が必要な場合。
- (3)介護保険請求事務に関する国保連合会との照合と回答及びレセプト業務に関する内容について、情報が必要な場合。
- (4) 施設への管理運営に関し、監査等、国県市等の公共機関への情報提供が必要な場合。
- (5) 学生への学習への協力、施設の事例研修等に関し、必要な場合は別途説明を行い、承諾を 得たうえで情報を提供できるものとする。
- 2 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

- 3 使用する条件
- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払う事。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和	年	月	日	
ヘルバ	ペーステー	ーション御	所 様	
		利用者	1	主所
			<u> </u>	氏 名
		代理人ま	たは立会	会人(利用者の家族)
			<u>1</u>	主 所
			<u> </u>	壬 名
			<u>禾</u>	川用者との続柄

ヘルパーステーション御所介護サービス料金表 訪問型独自サービス

令和6年6月改定

訪問型サービス費	1割	2割	3割
標準的な内容の指定相当訪問型サービス費			
1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	287円/回	574円/回	861円/回
生活援助が中心である場合			
所要時間 20分以上45分未満の場合	179円/回	358/回	537円/回
所要時間 45分以上の場合	220円/回	440円/回	660円/回
短時間の身体介護が中心である場合	163円/回	326円/回	489円/回

★加算		1割	2割	3割
初回加算	サービス提供責任者が、初回の指定訪問介護を行った場合。訪問介護員等が、初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際に、サービス提供責任者が同行した場合。	加算料金 200円/月	加算料金 400円/月	加算料金 600円/月
介護職員等 処遇改善加算(1)	介護職員等の確保に向けて、賃金や処遇改善に取り組んでいる事業所に対しての加算。所定単位数24.5%を乗じた額が加算されます。	加算料金 +24.5%	加算料金 +24.5%	加算料金 +24.5%

[※]サービス利用料金は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。